

お知らせ

米沢市消費生活センターからの情報です。



令和 8 年 6 月

お得に見えても要確認！ 巧妙化する定期購入広告！

「1回限り」や「定期縛りなし」と書かれた広告から商品を購入したのに定期購入契約になっていたという相談が寄せられています。



スマートフォンに広告で「1回限り2,980円」の化粧クリームを注文した。注文の際、「限定クーポン」が表示されたのでクーポンを使った。1,980円で購入できたが翌月に2回目の商品が届いた。



「定期縛りなし」と書かれた美容液の広告の申し込み画面で、「さらにお得なクーポン」が表示されタップしたところ、縛りがあるコースに変更されていた。



申し込みの途中等で、さらに‘お得な’案内や別の商品を提示するなどして意図せず定期購入や購入回数縛りのあるプランへ誘導するケースがあります。



！ 「定期縛りなし」という記載があっても定期購入の契約かもしれません
「定期縛りなし」は「いつでも解約できる定期購入」の可能性がありますので、注意が必要です。

※4回購入の定期コースです。

！ 契約条件等を確認し、納得した状態で商品を購入しましょう

購入する際には、「お得」「今だけ」等に惑わされず、広告表示だけではなく契約条件も細かく確認し、本当にその商品・数量・コースが必要かを検討した上で購入しましょう。

！ 契約条件に関する記載はスクリーンショットで必ず保存しましょう

表示は最後まで細かい字ほどよく読んで、「最終確認画面」も含め、契約条件に関する記載は全てスクリーンショットで保存しましょう。注文の際のメールも保存しましょう。

※スクリーンショットの方法は携帯電話ショップや通信業者のHP等で確認してください。

副業サポート等の名目で借金させる業者に注意!!

副業や投資に関する消費者トラブルが依然として多く寄せられています。特に20歳代以下の若年層からの相談が増えています。



ネットで副業を検索して上位に表示された「簡単に稼げる」というサイトに登録した。ビデオ通話で説明を聞いているうちに、「確実に稼ぐためのサポートをする」と高額なコースを勧められ、消費者金融から「旅行のため」という理由で150万円借りて支払った。サポートもなく**儲からない**。



ネットで「FXで儲かる」という広告を見てサイトにアクセスした。Zoomで、消費者金融3社から投資費用として100万円を借りるようにと言われた。画面共有アプリで、「生活費のため」といって借りるよう指示された。簡単に儲かるのですぐに返せると言われたが、投資した資金を出金できず**返済ができない**。



こうしたトラブルでは、サポート費用や投資資金などの名目で多額の金銭を請求されますが、「簡単に儲かる」「すぐに返済できる」と説明され、言われるがまま複数の消費者金融から次々に借り入れ、勧誘してきた業者に支払っているケースがほとんどです。

- 「簡単に稼げる」「すぐに元が取れる」などと言われて借金をして契約しても、収入が得られず高額な**借金だけが残ってしまう**
- 複数の貸金業者から短期間のうちに次々に借り入れさせ、年収を**大幅に超える**金額の借金をさせるケースが見られる
- 副業や投資などを勧誘する業者から「説明のために必要」などと言われて遠隔操作アプリをインストールさせられたり、画面共有をさせられたりすることがある

「簡単に稼げる」「すぐに元が取れる」などの甘い言葉をうのみにせず、**借金してまで契約しない**ようにしましょう。借り入れの理由を「生活費のため」などとするように指示されても、**絶対に虚偽の申告はしないで**ください。副業や投資などの勧誘する業者とスマートフォンの**画面を共有しない**ようにしましょう。

おかしいなと思ったら、どうしていいかわからないなど一人で悩まず早めにご相談ください。情報提供も受け付けております。

米沢市消費生活センター
市役所内

知ろう レッツゴーにっこり
相談直通電話 40-0525

相談受付時間(市役所開庁日) 午前8時30分～午後5時

相談してグロ!

